

# 1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-2-1 木村ビル 802

## ■ 普通法人と医療法人の税金計算上の相違点

**Q** 医療法人の税金を計算する場合、一般の法人と違って、さまざまな優遇があると聞いておりますが、具体的にはどのようなところが違うのでしょうか？

### 解説

医療法人は一般の法人に比べて、下記のような様々な優遇があります。

#### 1. 法人税

##### 1) 概算経費の特例

社会保険診療が5,000万円以下であるときは、社会保険診療報酬については4段階の概算経費率を乗じて算出した経費の額を損金算入することができます。

| 社会保険診療の金額          | 概算経費率 |
|--------------------|-------|
| 2,500万円以下の部分       | 72%   |
| 2,500万円超 3,000万円以下 | 70%   |
| 3,000万円超 4,000万円以下 | 62%   |
| 4,000万円超 5,000万円以下 | 57%   |

##### 2) 法人税率

【一般の医療法人】普通法人と同じ(18%と30%の2段階税率)

【特定医療法人】公益法人と同じ(18%と2%の2段階税率)

特定医療法人とは、国税庁長官の承認を受けた医療法人のことです。

##### 3) 特定同族会社の特別税率(いわゆる「留保金課税」)の不適用

留保金課税の適用はありません。

#### 2. 消費税

健康保険法等に基づく療養、医療等の収入は**非課税扱い**です。

#### 3. 事業税

1) **社会保険診療等**に係る所得については**課税除外**とされています。

##### 2) 税率

医療法人は事業税計算上は特別法人に該当し、**自由診療収入等**に係る所得の金額が年400万円を超えても税率は**一律6.6%の軽減税率**が適用されます。

3) 税額の多寡に関係なく、**事業税の中間申告または予定申告する必要はありません**。

4) 医療法人に対しては**外形標準課税の適用はありません**。

### 要するに...

医療法人は、税法上様々な優遇が受けられます。中でも代表的なものは、**概算経費の特例**です。実際にかかっている経費とは関係なく、概算で経費計上できます。また、事業税については、**社会保険料収入は課税除外、自由診療収入は軽減税率の適用**と非常に優遇されています。